

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立期間④については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額と認められることから、当該期間における標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①及び③については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び③に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から5年7月1日まで
② 平成5年7月1日から同年9月1日まで
③ 平成5年9月1日から同年10月1日まで
④ 平成5年10月1日から6年3月28日まで
⑤ 平成6年3月28日から同年4月1日まで
⑥ 平成6年4月1日から7年1月1日まで
⑦ 平成7年1月1日から同年11月1日まで
⑧ 平成7年11月1日から8年7月1日まで

私がA社、並びに同社の関連事業所であるB社及びC社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低い額で記録されているので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、A社に勤務していた申立期間④の平成5年10月1日から6年3月28日までの期間については、オンライン記録において、当初、当該期

間に係る標準報酬月額が、申立人が主張する 26 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 6 年 4 月 20 日）後の 7 年 11 月 9 日付けで 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人が所持する申立期間④の給与明細書から、申立人は 26 万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる上、申立事業所に係る滞納処分票により申立事業所が当該期間に係る厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

また、申立事業所に係るオンライン記録において、平成 5 年 10 月 1 日時点において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者 22 人すべての標準報酬月額は、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 6 年 4 月 20 日）から 1 年 6 か月経過後の 7 年 11 月 9 日に当初の標準報酬月額の記録が取り消され、いずれも申立人と同様に標準報酬月額がさかのぼって 9 万 2,000 円に減額されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのようにさかのぼって記録訂正を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人は、申立期間④のほか、申立期間①から③、及び⑤から⑧までの期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 7 月 1 日までの期間（申立期間①）及び同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間（申立期間③）に係る標準報酬月額については、申立人が所持する平成 4 年 10 月分から 5 年 6 月分までの期間及び同年 9 月分の給与明細書において確認できる給与支給総額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、当該期間の標準報酬月額は 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の関連資料が保管されておらず不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、当該期間に係る政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、平成5年7月1日から同年9月1日までの期間（申立期間②）及び6年3月28日から8年7月1日までの期間（申立期間⑤から⑧までの期間）については、当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を9万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 20 日

平成 16 年 12 月 20 日にA社から支給された賞与額は、「ねんきん定期便」の記録では1万円となっていたが、同社から送付された賃金台帳で確認したところ、10万円であった。

当該賃金台帳により、賞与支給額が10万円であることが確認できるので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に支給された賞与について、標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社が提出した平成16年度賃金台帳により、申立人は、平成16年12月20日に賞与額10万円を支給され、当該賞与から厚生年金保険料として6,790円（標準賞与額9万7,000円に相当）が控除されていることが確認できることから、申立期間の標準賞与額を9万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、健康保険厚生年金保険賞与支払届に申立人の賞与支給額が「10 千円」と記載されており、当該賞与支給額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と一致していることが確認できることから、事業主は誤ってオンライン記録どおりの標準賞与額に見合う賞与支給額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 28 日から 63 年 4 月 4 日まで
A 県 B 町（現在は、A 県 C 市）立 D 小学校において教諭の代替要員として勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
私が所持している A 県教育委員会から交付された辞令から、申立期間において、同小学校に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 62 年 8 月 28 日から 63 年 3 月 26 日までの期間については、申立人が所持する A 県教育委員会交付の 62 年 8 月 28 日付け（昭和 62 年 8 月 28 日から同年 10 月 31 日までの任用期間）、同年 11 月 1 日付け（昭和 62 年 11 月 1 日から同年 12 月 3 日までの任用期間）及び同年 12 月 4 日付け（昭和 62 年 12 月 4 日から 63 年 3 月 26 日までの任用期間）の各辞令、並びに A 県教育庁 E 事務所が保管する申立人に係る人事異動通知書及び履歴書から判断すると、申立人は、当該期間において 3 度にわたり A 県教育委員会に臨時的任用職員として採用され、A 県 B 町立 D 小学校に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、前述の E 事務所では、「A 県教育庁の『臨時的任用職員等の社会保険制度適用実施要綱』によれば、A 県教育委員会の所管に属する学校、又は市町村立学校に勤務する県費負担の臨時的任用職員や期限付任用職員等は、昭和 63 年 4 月 1 日から厚生年金保険及び健康保険に加入することとされている。申立人は、同日以降に任用された時から厚生年金保険等に加わっているはずであり、申立期間については給与から厚生年金保険料の控除は行われていないはずである。」と回答している。

また、申立人が所持する昭和 62 年分給与所得の源泉徴収票（本人交付用）及び前述のE事務所が保管する申立人に係る 63 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額から判断すると、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことはいかなる理由もなく、

2 申立期間のうち、前述のA県教育委員会が前述の昭和 63 年 3 月 27 日から同年 4 月 4 日までの期間において 3 度にわたって交付した辞令及び同年 4 月 4 日付け（昭和 63 年 4 月 4 日から同年 7 月 20 日までの任用期間）で交付した辞令並びに人事異動通知書などにより、申立人は、同年 3 月 26 日付けで任用期間が満了し、同年 4 月 4 日付けで再度採用されていることが確認できることから判断すると、申立人が当該期間において申立事業所に勤務していたとは認められない。

3 オンライン記録によれば、申立人は、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間は国民年金の第 3 号被保険者であり、申立人は、申立期間を含め当該期間については申立人の夫の被扶養配偶者であったことが推認される。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 5 月 31 日までの期間において、A社に勤務していたが、勤務期間の前半に当たる申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間においても勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において申立事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によれば、申立人は、昭和 60 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨届け出ている（昭和 60 年 11 月 14 日付けの社会保険事務所(当時)の受領印あり）ことが確認でき、当該記録は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

また、前述の被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「試用期間が半年から 1 年間あった。当時の従業員は、それぞれ社長と話し合って試用期間が決められていたと思う。」と供述している上、申立事業所の現在の事業主は、「当時の事業主であった私の父が従業員と話し合って厚生年金保険の加入時期を決めていたと思う。」と回答していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前記の事業主は、「当時の事業主であった私の父は既に死亡し、当時の関連資料は保管されておらず、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保

険料の控除については分からない。」と回答している上、申立期間当時、社会保険事務を担当していたとして申立人が名前を挙げた同僚からは供述が得られず、ほかの同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等に関する具体的な供述は得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 62 年 7 月 26 日まで

A社において勤務していた期間のうち、昭和 62 年 7 月 26 日から同年 11 月 15 日までの期間は厚生年金保険の被保険者記録は確認できるものの、それ以前に勤務していた申立期間の被保険者記録が確認できない。

申立期間に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の複数の同僚のうち、一人は、「会社では、従業員が入社しても厚生年金保険の加入はしばらく見合わせており、すぐに加入手続を行っていなかった。」、他の一人は、「従業員の中には厚生年金保険に加入しない者もいた。」と供述しているところ、一人の同僚は、「私は昭和 50 年代後半からA社に勤務し、社会保険事務を担当していた。」と供述しているものの、前述の被保険者名簿により、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 60 年 12 月 1 日となっていることが確認できることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、雇用保険の被保険者記録及び申立事業所から社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所が保管する事業所別事務処理台帳によれば、申立人は、昭和 62 年 7 月 26 日に申立事業所に係る厚生年金保険及び雇用保険の被

保険者資格を取得し、同年 11 月 15 日に同被保険者資格を喪失（雇用保険の離職日の記録は昭和 62 年 11 月 14 日）していることが確認でき、当該記録は、前述の被保険者名簿の記録及びオンライン記録と符合する。

さらに、オンライン記録によれば、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は死亡し、前述の複数の同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月5日から同年6月20日まで
② 昭和38年5月5日から39年6月1日まで

申立期間①について、船員手帳に記載されている、A社（現在は、B社）所有のC丸に機関長として雇入れされた日と船員保険被保険者資格の取得日が相違しているため、申立期間①を船員保険の被保険者期間として認めたい。

また、申立期間②について、上記の船舶に乗り組んでいた期間の標準報酬月額が、申立事業所に勤務した前後の事業所における標準報酬月額の記録と比較して低すぎる。船員手帳にも給与（本給）を変更する記載があり、実際の標準報酬月額は社会保険事務所（当時）の記録より高いことは間違いなく、少なくとも「4万円」はあったはずであるため、申立期間②における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する船員手帳（写）から判断すると、申立人が申立期間①においてA社が所有するC丸に雇入れされていたことは認められる。

しかしながら、申立人は、「入社当時は臨時職員であった。」と申し立てており、前述の船員手帳によれば、雇入期間欄には、「一ヶ月」と記載され、雇用契約の更新又は変更欄には、「従来雇入期間1か月のところ昭和38年6月8日、於D雇入期間を不定と更新す」と記載されていることが確認でき

ることから判断すると、申立人は、当初、申立事業所に雇用期間を1か月間とする臨時職員として採用されたことがわかる上、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿により船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち、申立人と同時期にC丸に乗り組んでいたとする同僚3人について各人が所持する船員手帳の雇入日を聴取したところ、同手帳の雇入日より約1か月から3か月後に、船員保険被保険者の資格を取得していることが上記被保険者名簿により確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、船員について必ずしも雇入れと同時に船員保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の船員保険被保険者資格の取得日は昭和38年6月20日となっており、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、B社は、「当時の事業主は死亡している上、申立人に係る関連資料等は保管しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、前述の複数の同僚からも、申立人の申立期間における船員保険料の控除について供述を得ることができないことから、申立人の申立期間①における船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、申立期間②の標準報酬月額が、申立事業所に勤務した前後の事業所における標準報酬月額の記録と比較して低すぎ、船員手帳にも給与（本給）を変更する記載があるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい旨申し立てしているところ、申立人が所持する船員手帳（写）の雇用契約の更新又は変更欄には、「従来本給21,000円のところ昭和38年12月1日依り本給31,000円に変更す」と記載されていることから判断すると、申立人は昭和38年12月1日付けで給与（本給）が増額されていることがうかがえる。

しかしながら、B社は、「現在、当社では、年1度の定期昇給月にしか標準報酬月額の改定の届出を行わないことから、定期昇給月以外の時期に昇給しても標準報酬月額の改定は行わない。当時も同じ取扱いであったと思う。」と回答しているところ、前述の被保険者名簿によると、申立人を含め

昭和 38 年 6 月までの期間に船員保険被保険者の資格を取得した 13 人の標準報酬月額同年 7 月に改定されているが、うち 12 人（昭和 37 年 4 月時点で、申立事業所とは別の事業所に勤務していた申立人を除く。）の前の改定時期は 37 年 4 月であったことが確認できることなどから判断すると、申立事業所では、年に 1 度のみ標準報酬月額の改定手続を行っていることがうかがえる。

また、適用事業所名簿によれば、A 社は、昭和 39 年 6 月 1 日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、同日は、前述の被保険者名簿から確認できる 38 年 7 月の標準報酬月額の改定から 1 年を経過していないことが確認できる。

さらに、申立人の職務は、前述の船員手帳には「機関長」、前述の被保険者名簿には「機員」と記載されており、上記被保険者名簿において、申立人の申立期間②における標準報酬月額は 2 万円であることが確認できるところ、昭和 36 年 8 月 1 日から 39 年 2 月 28 日までの期間に船員保険被保険者の資格を取得している「機員」8 人の資格取得時の標準報酬月額は、9,000 円から 1 万 8,000 円であり、「機員」の中で、申立人が主張する標準報酬月額である 4 万円を超える者は見当たらないほか、上記船員手帳に記載されている船長は上記被保険者名簿には「甲板員」と記載され、38 年 7 月時点の標準報酬月額は 2 万 2,000 円であり、船長である「甲板員」においても標準報酬月額が 4 万円を超えていないことが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立期間②における申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、B 社は、「申立人に係る関連資料等は保管しておらず、申立内容を確認できない。」と回答しており、申立人の主張を確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、申立人が、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。